

まずは、登録！！

まずは、検索！！

太子町

## 空き家・空き地 バンク

空き家の使い道どうしよう？

売りたい・貸したいけど  
どうしたらいいの？

貸家の情報ないかな？

太子町に住みたい！！  
空き家を探したい！！



「太子町空き家・空き地バンク制度」とは、  
町内の空き家・空き地を貸したい・売りたい人と、  
借りたい・買いたい人とをお繋ぎする制度です。



太子町



## 空き家・空き地バンク制度のご案内

町内における空き家・空き地の有効活用を通じて、定住及び住環境改善のための住み替えの促進を図ることを目的とし、平成31年4月1日より太子町空き家・空き地バンクを設置しています。



## 空き家・空き地バンクへの登録と利用の流れ

### 空き家・空き地所有者

売りたい・貸したい

#### ① 登録申込

「空き家・空き地バンク登録申出書」等ご記入の上、町にご提出ください。

#### ② 登録希望物件の確認・登録

物件情報の確認後、町は「空き家・空き地バンク」へ登録を行い、インターネット上にて情報を公開します。  
併せて（一社）兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部に媒介を行う業者選定を依頼します。  
（既に媒介業者がいる場合を除く。）

#### ③ 物件交渉

申込があった場合、取扱業者が間に入り媒介・交渉・契約を行います。

### 太子町 空き家・空き地バンク



※町では、情報の紹介や必要な連絡調整は行いますが、物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。  
※売買・賃貸借契約成立時には媒介業者へ媒介報酬の支払いが必要です。

### 空き家・空き地利用希望者

買いたい・借りたい

#### ① 物件情報の検索

町では、全国の空き家・空き地情報がワンストップで検索可能な全国版空き家・空き地バンク（At Home社、LIFULL社）に参加し、両バンクで物件を掲載しています。

#### ② 利用登録・申込み

空き家・空き地バンク利用申出書等をご記入の上、町にご提出ください。

#### ③ 物件交渉

「空き家・空き地バンク登録物件交渉申込書」をご提出ください。提出後に、町から物件登録者と媒介業者に連絡をします。その後、業者より連絡があり、三者で交渉していただくこととなります。



## 空き家を活用する際には補助制度があります

詳しくはご相談ください!!

#### 太子町空き家活用支援事業

町内にある空き家の改修費の一部を補助します。

#### 太子町住宅耐震推進事業

昭和56年5月31日以前に着工された住宅に対して、耐震改修費等の一部を補助します。

#### 【問い合わせ先】

〒671-1592 揖保郡太子町鶴280番地1 太子町経済建設部まちづくり課

TEL:079-277-5992 FAX:079-277-6041 Mail:machidukuri@town.hyogo-taishi.lg.jp